

1. 水質汚濁防止法における事故時の措置

平成 22 年 4 月に改正された水質汚濁防止法の一部改正法における、事故時の措置に関する規定は以下の通りである。

第二条（略）

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

（事故時の措置）

第十四条の二（前略）

2 指定施設を設置する工場又は事業場（中略）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。（後略）

2. 事故時の措置の位置付けの考え方

表1 管理すべき施設の概要

区分	該当する施設の条件	適用される主な施策		該当する施設(例)
		排出規制	事故時の措置	
特定施設 (法第2条第2項)	以下の何れかの要件を満たす汚水又は廃液を排出する施設であって政令で指定するもの ① 有害物質を含む ② 生活環境項目(BOD等)で被害が生ずるおそれがある	○	○	・電気めっき施設 ・洗濯業の用に供する洗浄施設
指定施設 (法第2条第4項)	有害物質の貯蔵若しくは使用、又は指定物質の製造、貯蔵、使用若しくは処理をする施設		○	(規定なし) ※左記の「条件」に該当する施設はすべて該当
貯油施設等 (法第2条第5項)	「油」の貯蔵、又は「油」を含む水の処理をする施設であって政令で指定するもの		○	・「油」を貯蔵する貯油施設 ・「油」を含む水を処理する油水分離施設

注1: 該当する条文等は改正後の水濁法に対応している。

注2: 「適用される主な施策」等は概略のみ示しており、細部まで厳密に表すものではない。

表2 改正後の水質汚濁防止法に基づく指定施設への該当の有無(例)

区分	具体的な施設(例)	指定施設への該当の有無
ア 特定施設の規模要件に満たない施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 畜産農業のための牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場にある施設) ➤ 病院(病床数が300床未満)に設置される施設(ちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設) 	○
イ 特定施設の対象外施設 (特定施設として指定されていない施設)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツ施設(スイミングプール等) 	○
ウ 「施設」に該当しない場所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農耕地 ➤ 土木工事現場 ➤ 道路を移動中のタンクローリー 	×

注: 本表に示す「該当の有無」は、指定物質等の取扱いがある場合に該当するか否かを示すものであり、「○」の場合であっても、例示した施設のすべてが指定施設に該当することを意味するものではない。

表3 事故時の措置の検討で想定する事故の種類

事故の種類	事故時の措置を講ずる必要性	物質選定における考慮	備考
① 施設の破損（老朽化・自然災害）等による漏洩に続く放流	○	○	取扱いが開放系か密閉系かに関わらず、事業者による取扱いがある物質を選定。
② 人為的な操作ミス等による放流	○	○	
③ 爆発や火災による物質の飛散、引火	○	×	「爆発性」「引火性」は物質選定で考慮しない。
④ 意図的な放流	×	×	水濁法の「事故」の概念に馴染まない（原則として他法令等で対応）。